

預金保険法の一部を改正する法律案 参照条文

目 次

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	1
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	1
商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）	2
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	3
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	6
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）	6

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百二十二条（略）

・（略）

会社八定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項ニ付制限アル種類ノ株式（以下議決権制限株式ト称ス）ニ関シ之ヲ有スル株主ガ左ノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ニ付議決権ヲ有セザルモノトスル旨ヲ定ムルコトヲ得

一 総株主ノ議決権ノ百分ノ一、百分ノ三又ハ十分ノ一以上ヲ有スル株主ノ權利ノ行使ニ付テノ規定

二 第二百四十五条ノ第五項、第三百五十八条第八項、第三百七十四条ノ二十三第八項又ハ第四百十三条ノ三第八項ノ規定

議決権制限株式ノ総数ハ発行済株式ノ総数ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ拘ラズ一单元ノ株式ノ数ヲ定メタル会社ニ於テハ議決権制限株式ニ付テ存スル单元ノ数ハ発行済株式ノ全部ニ付テ存スル单元ノ数ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

）（略）

第三百四十七条 会社が発行スル株式ノ総数ハ発行済株式ノ総数ノ四倍ヲ超エテ之ヲ増加スルコトヲ得ズ但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第三百五十二条 会社八其ノ一方ガ他方ノ発行済株式ノ総数ヲ有スル会社（以下之ヲ完全親会社ト、他方ヲ完全子会社ト称ス）トナル為株式交換ヲ為スコトヲ得

・（略）

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第十三条の二（略）

2 前項に規定する子会社とは、会社がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3～9（略）

(銀行法の準用)

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで(目的、定義等)、第四条(営業の免許)、第五条第一項及び第二項(資本の額)、第六条第一項及び第二項(商号)、第十条から第十二条まで(業務の範囲)、第十六条の二(銀行の子会社の範囲等)、第三十一条(合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)、第三十三条(合併の場合の債権者の異議の催告)、第三十三条の二(会社の分割の場合の債権者の異議の催告)、第三十七条第二項(廃業及び解散等の認可)、第四十三条(他業会社への転移等)、第七章(外国銀行支店)、第五十二条の二(銀行等の議決権保有に係る届出書の提出)、第五十二条の九、第五十二条の十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の二十三(銀行持株会社の子会社の範囲等)、第五十四条(認可等の条件)、第五十五条(認可の失効)、第五十六条第四号(内閣総理大臣の告示)、第五十八条から第六十条まで(内閣府令への委任、権限の委任、経過措置)、第九章(罰則)並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行議決権大量保有者に係るものにあつては長期信用銀行議決権大量保有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)(抄)

(添付書面の通則)

第七十九条 登記すべき事項につき株主總會(ある種類の株主の總會を含む。以下同じ。)、取締役会又は清算人の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

2~4 (略)

(新株発行による変更の登記)

第八十二条 新株発行による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 株式の申込み及び引受けを証する書面
- 二 検査役の調査報告並びに商法第二百八十条ノ八第二項において準用する同法第七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面
- 三 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- 四 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社

二（略）

三 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

四・五（略）

6～13（略）

（業務の範囲）

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二（略）

三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務

三の二～五（略）

六 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務

七 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務

八～十（略）

（資金援助の申込み）

第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者（以下「救済金融機関」という。）又は合併等を行う銀行持株会社等（以下「救済銀行持株会社等」という。）は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置（第六号に掲げる措置にあつては、第二条第五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

一 金銭の贈与

二 資金の貸付け又は預入れ

三 資産の買取り

四 債務の保証

五 債務の引受け

六 優先株式等の引受け等

七 損害担保

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

三 四 (略)

3 5 (略)

6 第一項又は第四項の規定による申込みを行った金融機関及び銀行持株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告しなければならない。

7 機構は、第一項又は第四項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

(資金援助)

第六十四条 機構は、第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に留意しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会を当事者とする合併等に係るものである場合には、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、当該資金援助の申込みに係る金融機関又は銀行持株会社等との間で当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

5 前項の契約に係る資金援助のうち損害担保が含まれているときは、当該契約に係る金融機関又は銀行持株会社等は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の一部を機構に納付し、又は当該合併等により当該貸付債権を有することとなる者をして機構に納付させるための措置を講ずる旨を約するものとする。

(優先株式等の引受け等に係る資金援助)

第六十四条の二 第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものであるときは、当該申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）は、第五十九条第一項の規定による申込みと同時に、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

2 委員会は、前条第一項の規定により行う議決が優先株式等の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先株式等の引受け等が当該申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本の充実の状況に照らし当該合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないことその他の内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先株式等

の引受け等を行う旨の決議をすることができる。

3 機構は、第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該申込みをした者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）の承認を受けなければならない。

4 (略)

(追加的資金援助)

第六十九条 機構は、資金援助に係る合併等の後、当該資金援助に係る救済金融機関若しくは救済銀行持株会社等又は当該資金援助に係る合併により設立された金融機関から追加の資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行った金融機関又は銀行持株会社等に対する追加の資金援助（第四項において「追加的資金援助」という。）を行うことができる。

2~4 (略)

(再承継金融機関等に対する資金援助)

第一百一条 再承継を行う金融機関で承継銀行でない者（以下この条において「再承継金融機関」という。）又は再承継を行う銀行持株会社等（以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。）は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 承継銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

三・四 (略)

3・4 (略)

5 第五十九条第三項、第六項及び第七項並びに第六十一条第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条第三項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、第六十一条中「合併等」とあるのは「再承継」と、「破綻金融機関」とあるのは「承継銀行」と、「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と読み替えるものとする。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第六十一条第二項の申請が行われない場合においても、承継銀行が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該承継銀行及び他の金融機関又は当該承継銀行及び銀行持株会社等に対し、書面により、再承継（第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該再承継が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

7 (略)

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条（略）

2～7（略）

8 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

9～13（略）

（銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保）

第五十二条の二十五 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社その他の当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この節において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものを定めることができる。

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）

（優先出資の発行）

第三条（略）

2 優先出資の総口数は、普通出資の総口数の二分の一を超えてはならない。

3（略）